

別紙 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>児 発 第 416 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日 順児発第505号 平成14年11月11日 順児発第1111002号 平成15年12月22日 順児発第1222004号 平成16年7月16日 順児発第0716001号 平成16年12月3日 順児発第1203002号 平成17年6月1日 順児発第0601001号 平成18年6月27日 順児発第0627001号 平成19年7月25日 順児発第0725001号の1 平成20年6月12日 順児発第0612014号の1 平成21年6月29日 順児発第0629001号の1 平成22年5月18日 順児発0518第1号 平成23年6月17日 順児発0617第11号 平成24年4月5日 順児発0405第3号 平成25年5月24日 順児発0524第1号 平成27年12月11日 順児発1211第3号 平成28年6月20日 順児発0620第3号 平成28年9月5日 順児発0905第1号 平成29年9月5日 子発0905第3号 平成30年12月13日 子発1213第1号 令和元年10月18日 子発1018第5号 <u>令和2年3月6日 子発0306第3号</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところである</p>	<p>児 発 第 416 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日 順児発第505号 平成14年11月11日 順児発第1111002号 平成15年12月22日 順児発第1222004号 平成16年7月16日 順児発第0716001号 平成16年12月3日 順児発第1203002号 平成17年6月1日 順児発第0601001号 平成18年6月27日 順児発第0627001号 平成19年7月25日 順児発第0725001号の1 平成20年6月12日 順児発第0612014号の1 平成21年6月29日 順児発第0629001号の1 平成22年5月18日 順児発0518第1号 平成23年6月17日 順児発0617第11号 平成24年4月5日 順児発0405第3号 平成25年5月24日 順児発0524第1号 平成27年12月11日 順児発1211第3号 平成28年6月20日 順児発0620第3号 平成28年9月5日 順児発0905第1号 平成29年9月5日 子発0905第3号 平成30年12月13日 子発1213第1号 令和元年10月18日 子発1018第5号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、その実</p>

改正後	現 行
<p>るが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。</p> <p>おって、平成10年6月12日児発第456号「「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金について」通知の施行について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする</p>	<p>施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。</p> <p>おって、平成10年6月12日児発第456号「「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金について」通知の施行について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 暫定定員及び保護単価の設定について 第 2 民間施設給与等改善費について 第 3 一般生活費の取扱いについて 第 4 教育費の取扱いについて 第 5 見学旅行費の取扱いについて 第 6 入進学支度金の取扱いについて 第 7 特別育成費の取扱いについて 第 8 医療費の取扱いについて 第 9 冷暖房費の取扱いについて 第10 就職支度費の取扱いについて 第11 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第12 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第13 里親手当について 第14 里親委託児童通院費について 第15 自立援助ホームにおける受託支度費の取扱いについて 第16 一時保護委託について 第17 予防接種費について 第18 一時保護委託児童通学送迎費について 第19 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第20 徴収金基準額等について 第21 職員配置の改善について 第22 保育の措置の取扱いについて 第23 児童入所施設における措置費等の経理について</p> <p>第 1 暫定定員及び保護単価の設定について 1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 暫定定員及び保護単価の設定について 第 2 民間施設給与等改善費について 第 3 一般生活費の取扱いについて 第 4 教育費の取扱いについて 第 5 見学旅行費の取扱いについて 第 6 入進学支度金の取扱いについて 第 7 特別育成費の取扱いについて 第 8 医療費の取扱いについて 第 9 冷暖房費の取扱いについて 第10 就職支度費の取扱いについて 第11 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第12 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第13 里親手当について 第14 里親委託児童通院費について 第15 自立援助ホームにおける受託支度費の取扱いについて 第16 一時保護委託について 第17 予防接種費について 第18 一時保護委託児童通学送迎費について 第19 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第20 徴収金基準額等について 第21 職員配置の改善について 第22 保育の措置の取扱いについて 第23 児童入所施設における措置費等の経理について</p> <p>第 1 暫定定員及び保護単価の設定について 1 暫定定員の設定について（小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）及び平成28年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」に基づく事業（以下「一時保護実施特別加算事業」という。）は除く。） 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、各年度</p>

改正後	現 行
	<p>の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数がその施設の定員（一時保護実施特別加算事業を実施している場合においては、一時保護実施特別加算事業の定員を除く。）に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。ただし、注（4）の要件を満たした場合に限り、算式1から算式4によらず算式5又は算式6により算定できること。</p> <p>なお、算式5又は算式6については、当分の間の特例的な措置であることを申し添える。</p> <p>また、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。</p> <p>算式1</p> <p>〔前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）〕×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>算式2</p> <p>〔直近3年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）〕×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>算式3</p> <p>〔前年度の各月初日の在籍児童数÷12月（小数点以下の端数切り上げ）〕×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>算式4</p> <p>〔直近3年度の各月初日の在籍児童数÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）〕×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>算式5</p> <p>〔前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）〕×1.16以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>算式6</p> <p>〔前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）〕×1.21以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>（注）（1）在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については短期入所措置児童、その施設の認可定員の範囲内で実施する「平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づく事業（以下「就学者自立生活援助事業」という。）及び平成29年3月31日雇児発0331</p>

改正後	現 行
	<p>第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づく事業（以下「社会的養護自立支援事業」という。）の対象者を含み、一時保護実施特別加算事業の対象児童として一時保護の委託を受けた児童は除く。なお、母子生活支援施設については世帯数とする。</p> <p>(2) 暫定定員を設定する場合にあっては、その施設について算式1から算式4のいずれかによって算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いることができる。 なお、開始後3年を経過していない場合は、直近3年度を直近2年度と読み替えること。</p> <p>(3) 1.11は100%／90%で10%以上の階差は認めない趣旨であること。</p> <p>(4) 算式5又は算式6は以下の要件を満たした場合に限り、算定できること。</p> <p>① 算式5によって算定する場合の要件 以下のア又はイの要件を満たしている施設の場合に限り算定できる。</p> <p>ア 以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たしている施設 (ア) 前年度中の措置児童数（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上の施設 (イ) 定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があつた際に応じる施設</p> <p>イ 以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たしている施設 (ア) 前年度中の措置児童（実人員）のうち10%以上を里親又はファミリーホーム（実人員）へ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組む施設 (イ) 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設</p> <p>② 算式6によって算定する場合の要件 以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設の場合に限り算定できる。</p> <p>ア 以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たしている施設 (ア) 前年度中の措置児童数（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上の施設 (イ) 定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があつた際に応じる施設</p> <p>イ 以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たしている施設 (ア) 前年度中の措置児童（実人員）のうち10%以上を里親又</p>

改正後	現 行									
<p>2 事務費の保護単価の設定について (1) ~ (19) (略)</p>	<p>はファミリーホーム(実人員)へ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組む施設 (イ) 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設 (5) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が定めるものとすること。 (6) 自立援助ホームであって、平均在籍児童数は少ないが頻繁な入退所があるものについては、前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合には、暫定定員を設定しないものとする。また、前年度新規入所児童数が定員の2倍以上に達しない場合であっても、上記算式を適用すべきでない特段の事由がある場合には、入所児童の具体的な入所計画等を基礎とし、かつ、上記算式の趣旨を鑑み、都道府県知事、指定都市若しくは児童相談所設置市の長が定めるものとすること。 (7) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。 (8) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示(「定員〇〇名(暫定定員〇〇名)」のように。)すること。</p>									
	<p>2 事務費の保護単価の設定について (1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。 (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。</p> <table border="1" data-bbox="1170 1378 2068 1497"> <thead> <tr> <th data-bbox="1170 1378 1327 1421">施設種別</th><th data-bbox="1327 1378 1641 1421">職 員</th><th data-bbox="1641 1378 2068 1421">職員定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1170 1421 1327 1497">児童養護施設</td><td data-bbox="1327 1421 1641 1462">看護師</td><td data-bbox="1641 1421 2068 1462">乳児 1.6人につき1人</td></tr> <tr> <td data-bbox="1170 1462 1327 1497"></td><td data-bbox="1327 1462 1641 1497">児童指導員、保育士</td><td data-bbox="1641 1462 2068 1497">1歳児 1.6人につき1人</td></tr> </tbody> </table>	施設種別	職 員	職員定数	児童養護施設	看護師	乳児 1.6人につき1人		児童指導員、保育士	1歳児 1.6人につき1人
施設種別	職 員	職員定数								
児童養護施設	看護師	乳児 1.6人につき1人								
	児童指導員、保育士	1歳児 1.6人につき1人								

改正後	現 行		
			2歳児 2人につき1人 年少児 4人につき1人
(3) 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員加算分保護単価、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価、児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員分保護単価、看護師加算分保護単価は、平成24年4月5日雇児発0405第11号本職通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価を設定することができるものであること。			
なお、心理療法担当職員加算分保護単価は、児童自立支援施設及び児童心理治療施設を除き1施設につき常勤、常勤的非常勤又は非常勤のいずれかの単価で1人のみ加算できるものであること。			
(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院及び母子生活支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。			
(5) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。			
(6) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。			
(7) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。			
(8) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児			

改正後	現 行
	<p>の定数を満たしており、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(9) 家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員30人以上の児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう1人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(10) 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設の一時保護実施特別加算分保護単価は、一時保護実施特別加算事業により一時保護児童の受入体制を整備した場合に限り、保護単価を設定できるものであること。</p> <p>(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、平成23年6月17日雇児発0617第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子支援員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子支援員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(15) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(16) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び一時保護所の第三者評価受審費加算分保護単価は、別に定めるところにより第三者評価を受審した場合に設定することができるものであること。</p> <p>また、第三者評価受審費加算（一時保護所は除く。）は、3年間に1回に限り算定できるものであること。</p> <p>(17) 地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム及びファミリーホーム（以下</p>

改正後	現 行
<p>(20) 別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設及び小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、一時保護実施特別加算事業、<u>医療的ケア児等受入加算</u>の社会的養護処遇改善加算における各加算の対象者等については、本体施設の職員と合わせて算定すること。その際の加算分保護単価の設定は、本体施設の加算分保護単価に計上すること。</p> <p>(21) (略)</p> <p><u>(22) 児童養護施設及び乳児院の医療的ケア児等受入加算分保護単価は、令和2年3月6日子発0306第5号厚生労働省子ども家庭局長通知「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。</u></p> <p>(23) (略)</p>	<p>、「地域小規模児童養護施設等」という。) の賃借費加算分保護単価は、当該事業を賃借で実施している場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）賃借費加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に申請するものとする。</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、申請書を審査し、承認した月から加算の対象とするものとする。</p> <p>また加算の対象となった施設においては、契約内容等が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に届け出なければならない。</p> <p>(18) 除雪費の使途は、建物、工作物、敷地内の専用道路の除雪及び雪囲いを行うために要する費用であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算すること。</p> <p>(19) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの社会的養護処遇改善加算は、平成29年6月12日雇児発0612第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>なお、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、支弁率や協定人員に基づき算定すること。</p> <p>(20) 別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設及び小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、一時保護実施特別加算事業の社会的養護処遇改善加算における各加算の対象者等については、本体施設の職員と合わせて算定すること。その際の加算分保護単価の設定は、本体施設の加算分保護単価に計上すること。</p> <p>(21) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算分保護単価は、令和元年10月4日子発1004第5号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実について」に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(22) 事務費の保護単価における施設の定員については、その月初日においてその施設の定員の範囲内で実施する就学者自立生活援助事業及び社会的養護</u></p>

改正後	現 行
3 事業費の保護単価の設定について (略)	<p>自立支援事業を含み、私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数とする。</p> <p>なお、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合の定員についても、上記と同様の取扱いとなること。</p>
3 事業費の保護単価の設定について (1) 乳児院病虛弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日児発第458号本職通知「乳児院病虛弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。 (2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数表並びに2の(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。	<p>3 事業費の保護単価の設定について</p> <p>(1) 乳児院病虛弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日児発第458号本職通知「乳児院病虛弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数表並びに2の(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市及び児童相談所設置市の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p>
4 施設の新設に伴う事務費の支弁について (略)	4 施設の新設に伴う事務費の支弁について (1) 施設の開所に際しては、事前の職員雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日(実際に児童を入所させる日をいう。)は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分(ただし、1か月分の半額)についても支弁をおこなうことができる。 なお、自立援助ホーム及びファミリーホームの開所日については、実際に児童を入所させる日でなくても可能であること。
第2 民間施設給与等改善費について 1 (略)	<p>(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に關係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないよう十分留意すること。</p> <p>第2 民間施設給与等改善費について 1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算</p>

改正後	現 行																																																																																																																						
	<p>率は、次の（1）の基本分、（2）の処遇改善分及び（3）の管理費スプリンクラー設置加算分の値を合計して得た値とする。ただし、処遇改善分の算定に当たっては（2）の要件を満たしたものとして都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認定した場合に算定できるものであること。</p> <p>（1）基本分 (略)</p>																																																																																																																						
	<p>（1）基本分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の区分</th> <th rowspan="2">職員1人当たりの平均勤続年数</th> <th colspan="2">民間施設給与等改善費加算率</th> <th colspan="2">左の内訳</th> </tr> <tr> <th>基本分</th> <th>処遇改善分</th> <th>人件費加算分</th> <th>管理費加算分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A階級</td> <td>20年以上</td> <td>25%</td> <td>3%</td> <td>26%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>B階級</td> <td>19年</td> <td>24</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>C階級</td> <td>18年</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>24</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D階級</td> <td>17年</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>E階級</td> <td>16年</td> <td>21</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>F階級</td> <td>15年</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>21</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>G階級</td> <td>14年</td> <td>19</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H階級</td> <td>13年</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>19</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>I階級</td> <td>12年</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>J階級</td> <td>11年</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>K階級</td> <td>10年</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L階級</td> <td>9年</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>M階級</td> <td>8年</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>N階級</td> <td>7年</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>O階級</td> <td>6年</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>P階級</td> <td>5年</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>Q階級</td> <td>3年以上5年未満</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R階級</td> <td>3年未満</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）処遇改善分 ア (略)</p> <p>ア 次に掲げる要件を満たす処遇改善を実施する計画を策定していること。 ① 基準年度（当該児童養護施設等において、最初に民間施設給与等改善費の処遇改善分を受けた年度の前年度をいう。以下同じ。）の職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを</p>	施設の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率		左の内訳		基本分	処遇改善分	人件費加算分	管理費加算分	A階級	20年以上	25%	3%	26%	2%	B階級	19年	24	3	25	2	C階級	18年	23	3	24	2	D階級	17年	22	3	23	2	E階級	16年	21	3	22	2	F階級	15年	20	3	21	2	G階級	14年	19	3	20	2	H階級	13年	18	3	19	2	I階級	12年	17	3	18	2	J階級	11年	16	3	17	2	K階級	10年	15	3	16	2	L階級	9年	14	3	15	2	M階級	8年	13	3	14	2	N階級	7年	12	3	13	2	O階級	6年	11	3	12	2	P階級	5年	10	3	11	2	Q階級	3年以上5年未満	9	3	10	2	R階級	3年未満	8	3	9	2
施設の区分	職員1人当たりの平均勤続年数			民間施設給与等改善費加算率		左の内訳																																																																																																																	
		基本分	処遇改善分	人件費加算分	管理費加算分																																																																																																																		
A階級	20年以上	25%	3%	26%	2%																																																																																																																		
B階級	19年	24	3	25	2																																																																																																																		
C階級	18年	23	3	24	2																																																																																																																		
D階級	17年	22	3	23	2																																																																																																																		
E階級	16年	21	3	22	2																																																																																																																		
F階級	15年	20	3	21	2																																																																																																																		
G階級	14年	19	3	20	2																																																																																																																		
H階級	13年	18	3	19	2																																																																																																																		
I階級	12年	17	3	18	2																																																																																																																		
J階級	11年	16	3	17	2																																																																																																																		
K階級	10年	15	3	16	2																																																																																																																		
L階級	9年	14	3	15	2																																																																																																																		
M階級	8年	13	3	14	2																																																																																																																		
N階級	7年	12	3	13	2																																																																																																																		
O階級	6年	11	3	12	2																																																																																																																		
P階級	5年	10	3	11	2																																																																																																																		
Q階級	3年以上5年未満	9	3	10	2																																																																																																																		
R階級	3年未満	8	3	9	2																																																																																																																		

改正後	現 行
<p>イ 処遇改善の具体的な内容について、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した別紙様式4の「民間施設給与等改善費計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。</p> <p>① 加算見込額 (算式) 当該年度における1ヵ月の一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、<u>小規模かつ地域分散化加算分保護単価及び医療的ケア児等受入加算分保護単価</u>の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額)(以下「民間施設給与等改善費対象額」という。)(見込額) × 12月(処遇改善実施期間が12月に満たないときは、保護単価を設定した時から直近の3月までの月数) × 3%(千円未満の端数は切り捨て) ②~⑤ (略)</p> <p>ウ~ケ (略)</p>	<p>当該新規採用職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。)に対して改善するものであること。</p> <p>② イの②により算定される処遇改善見込額がイの①により算定される加算見込額以上であること。</p> <p>イ 処遇改善の具体的な内容について、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した別紙様式4の「民間施設給与等改善費計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。</p> <p>① 加算見込額 (算式) 当該年度における1ヵ月の一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、<u>小規模かつ地域分散化加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額</u>(以下「民間施設給与等改善費対象額」という。)(見込額) × 12月(処遇改善実施期間が12月に満たないときは、保護単価を設定した時から直近の3月までの月数) × 3%(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>② 処遇改善見込額 各施設において処遇改善実施期間における処遇改善に要する見込額(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)の総額(社会的養護処遇改善加算を受ける場合は、当該総額から社会的養護処遇改善加算の処遇改善見込み額を控除した金額。)</p> <p>③ 処遇改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等</p> <p>④ 処遇改善実施期間 4月から翌年3月まで(年度の途中に保護単価の設定を受けた施設については、保護単価の設定をしたときから直近の3月まで)</p> <p>⑤ 処遇改善を行う方法 処遇改善の実施時期や1人当たりの処遇改善見込額を可能な限り具体的に記載</p> <p>ウ エの①の加算実績額とエの⑤の処遇改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により処遇改善に充てること。</p>

改正後	現 行
	<p>エ 年度終了後速やかに、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した「民間施設給与等改善費実績報告書」を提出すること。</p> <p>① 加算実績額 (算式) 「当該年度における1年間の民間施設給与等改善費対象額の総額(実績)」×「処遇改善分に係る加算率(%)」÷「基本分、処遇改善分及び管理費スプリンクラー設置加算分に係る加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>② 処遇改善実施期間</p> <p>③ ②の期間における次の事項 (ア) 対象となる職員の総数 (イ) 処遇改善を実施した職員数 (ウ) 職員に支給した賃金総額 (エ) 職員一人当たりの賃金月額</p> <p>④ 実施した処遇改善の方法</p> <p>⑤ ④の実施に要した費用の総額(処遇改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数を切り捨て)次の(ア)から(イ)を控除した額を処遇改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の処遇改善の実施方法等に応じた適切な方法によること。 (ア) 処遇改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。) (イ) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、社会的養護処遇改善加算を受ける場合については、当該額から社会的養護処遇改善加算の処遇改善加算見込額を控除した金額。)</p> <p>⑥ ①の加算実績額と⑤の処遇改善の実施に要した費用の総額の差額(残額が生じた場合に限る。)及び職員への支払方法</p> <p>⑦ 職員1人当たりの処遇改善額</p> <p>オ 処遇改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設に勤務する職員(非常勤職員を含む。)とすること。なお、処遇改善を実施する職員の範囲については各施設の実情に応じて決定する。</p> <p>カ 処遇改善分に係る支給を受けた施設は、処遇改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならぬこと。</p> <p>キ 基本給において処遇改善を実施する場合には、給与規程や給与表等の見直</p>

改正後	現 行
<p>(3) 管理費スプリンクラー設置加算分 ア～オ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>し、給与規程や給与表等に基づいて定期昇給すべき号給の改善（例えば、通常、定期昇給分として1号給昇給するところを2号給昇給する、などが考えられる。）、給与規程や給与表等に基づく施設等ごとの定期昇給に上乗せする形による処遇改善を行う必要がある。</p> <p>ク 処遇改善の実施により、当該処遇改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>ケ 処遇増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払のほか一括して支払うことも可能とし、各施設の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>(3) 管理費スプリンクラー設置加算分</p> <p>ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセント加算する。</p> <p>イ 加算対象施設 乳児院</p> <p>ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（6）管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市に申請するものとする。</p> <p>エ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。</p> <p>オ 本加算分は、平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の（3）にいう限度額に含まれるものとする。</p> <p>2 施設区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。</p> <p>(1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。ただし、常勤職員以外の職員であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあっては、これを</p>

改正後	現 行
<p>第3 一般生活費の取扱いについて (略)</p> <p>第4 教育費の取扱いについて (略)</p>	<p>常勤とみなして算定すること。</p> <p>(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数、「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園及び子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所における勤続年数における勤続年数を合算すること。</p> <p>また、看護師にあっては、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数も合算すること。</p> <p>(3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記（1）により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数をいうこと。</p> <p>(4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度途中においてその施設の職員の異動があっても、加算率の改定は行わないものであること。</p> <p>ただし、1の（2）の管理費スプリンクラー設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものであること。</p>
	<p>第3 一般生活費の取扱いについて 自立援助ホームにおける一般生活費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。なお、支弁に当たっては、別紙様式（2）を徴収すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童（子どもシェルターに保護されている児童等を含む）。なお、このうち企業等を退職した場合（月初日を除く。）は翌月から対象とすること。 2 18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生 <p>第4 教育費の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するもの購入に必要な教材代の支弁に当たっては、学校長の指定証明を徴すること。 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児

改正後	現 行
<p>第5 見学旅行費の取扱いについて (略)</p>	<p>童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限られること。</p> <p>なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給が無い場合には、これを支弁して差し支えないこと。</p> <p>3 母子生活支援施設に入所している児童にあっては、特別支援学校高等部第1学年に入学する際の入学時特別加算費のみ支弁できること。</p> <p>4 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために特別支援学校高等部第3学年を対象とするものであるが、例えば特別支援学校高等部第3学年以外に支弁することが適當と判断される場合には支弁して差し支えないこと。なお、支弁に当たっては、別紙様式（3）を徴することとし、特別支援学校高等部在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。</p> <p>5 学習塾費については、施設等からの通塾が困難である場合には、施設内等において受講する通信教育に必要な経費（授業料等）について支弁ができること。</p> <p>6 母子生活支援施設に入所している中学生の学習塾費については、特別育成費にて支弁できること。</p> <p>7 小学生に対する学習支援は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」により、別途定めること。</p>
<p>第6 入進学支度金の取扱いについて (略)</p>	<p>第5 見学旅行費の取扱いについて 見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。</p> <p>なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する経費に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学第2学年 在学時において繰り上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。</p> <p>また、見学旅行には、疾病等による特別な事情がない限り参加させるよう配慮すること。</p> <p>第6 入進学支度金の取扱いについて 入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年（義務教育学校前期課程含む。）に入学し又は中学校第1学年（義務教育学校後期課程含む。）に進学するものに対して支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。</p>

改正後	現 行
<p>第7 特別育成費の取扱いについて (略)</p>	<p>なお、現物給付を原則とするが、特に母子生活支援施設については、支援の状況に応じ、母親に現金を預けて現物を購入させ、領収書等により確認する等の柔軟な運用を図られたい。（教育費及び特別育成費の入学時特別加算費についても同じ。）</p> <p>第7 特別育成費の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別育成費は交付要綱に定める額を上限として実費とする（通学のための交通費を除く）。 <p>なお、特別育成費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別育成費のうち通学のための交通費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその通学定期旅客運賃の実費とし、新幹線や座席指定等の料金は除くこと。 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために高等学校第3学年を対象とするものであるが、高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には支弁して差し支えないこと。また、高等学校第3学年相当の年齢の児童で、高等学校に在学していない児童についても、支給対象となるので、高等学校第3学年の児童と同様に取扱われたい。なお、支弁に当たっては、別紙様式（3）を徴することとし、高等学校在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。 補習費は、学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費であり、高校生（母子生活支援施設においては、中学生を含む。）等を支弁の対象としている。なお、施設等からの通塾が困難である場合には、施設内等において受講する通信教育に必要な経費（授業料等）について支弁ができること。 補習費特別保護単価は、集団学習に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生等に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合に支弁対象とするものである。
<p>第8 医療費の取扱いについて (略)</p>	<p>第8 医療費の取扱いについて</p> <p>医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、こ

改正後	現 行
<p>第9 冷暖房費の取扱いについて (略)</p>	<p>の経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようすること。</p> <p>5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。</p> <p>6 自立援助ホームの入所児童については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を対象とし、国民健康保険等に加入している（国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合を含む）入所児童（者）が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、4によらず直接施設に支弁するものとする。なお、支弁に当たっては、領収書等を徴すこと。</p>
<p>第10 就職支度費の取扱いについて (略)</p>	<p>第9 冷暖房費の取扱いについて</p> <p>自立援助ホームにおける冷暖房費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。なお、支弁に当たっては、別紙（2）を徴収すること。</p> <p>1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童（子どもシェルターに保護されている児童等を含む。）。なお、このうち企業等を退職した場合（月初日を除く。）は翌月から対象とすること。</p> <p>2 18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生</p>
	<p>第10 就職支度費の取扱いについて</p> <p>1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給することとし、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。</p> <p>就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支弁して差し支えないこと。</p> <p>なお、昼間課程の高校生及び大学生のアルバイトは就職に該当しないこと。</p> <p>また、就職支度費は、入所措置が解除された場合に1回限り支弁できるものであることから、過去に就職支度費を支弁された児童等は対象外である。</p> <p>2 特別基準については、就職支度費の支弁対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。</p> <p>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。</p> <p>（1） 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等</p> <p>（2） 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等</p> <p>3 自立援助ホームに入所している児童等についても、1と同様の取扱いとすること。</p>

改正後	現 行
第11 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて (略)	第11 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。 なお、支弁に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。 2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。
第12 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について (略)	第12 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 里親が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途本職通知に該当する場合に限り、保護単価を設定できること。
第13 里親手当について (略)	第13 里親手当について 1 親族里親及び養子縁組前提里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。 2 里親の認定及び里親手当の支弁等については、里親となることを希望する者に対し、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」等の内容について十分な説明を行うこと。
第14 里親委託児童通院費について (略)	第14 里親委託児童通院費について 1 里親委託児童通院費の支弁対象となる児童は、障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童を対象とすること。 この場合の通院とは、医療機関のほか、障害児通所支援を受ける場合を対象とし、通院費とは、乗用車（自家用車）のガソリン代など燃料費及び公共の交通機関の利用（障害児通所支援に限る）について対象とすること。 なお、電車やバス等の公共交通機関を利用して医療機関に通院する場合は、従

改正後	現 行
	<p>前の取扱いのとおり「医療費」において支弁すること。</p> <p>2 対象児童の認定については、児童相談所など関係機関が必要性を判断したうえで都道府県知事若しくは指定都市及び児童相談所設置市の長が認定を行うこと。</p> <p>また、当該支弁額については、医療費支弁の際にレセプト等により通院の実績を確認することとし、乗用車利用の際の加算額の認定については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市における旅費支給規程に準じて算定した額（日当相当は含まない）とする。</p> <p>なお、算定額が交付要綱に定める加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。</p>
<p>第15 自立援助ホームにおける受託支度費の取扱いについて (略)</p>	<p>第15 自立援助ホームにおける受託支度費の取扱いについて 自立援助ホームにおける受託支度費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。</p> <p>1 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 2 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等</p>
<p>第16 一時保護委託手当について (略)</p>	<p>第16 一時保護委託手当について 一時保護委託手当の支弁対象となる児童は、別途本職通知「一時保護の充実について」に基づき里親等に一時保護委託された児童とすること。</p>
<p>第17 予防接種費について (略)</p>	<p>第17 予防接種費について 予防接種費について、別に定める予防接種は以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定するA類疾病を予防するための 予防接種 ・ロタウイルス ・破傷風トキソイド
<p>第18 一時保護委託児童通学送迎費について (略)</p>	<p>第18 一時保護委託児童通学送迎費について</p> <p>1 一時保護委託児童通学送迎費とは、一時保護委託児童が通学する際に、一時保護の委託を受けた施設の職員や里親が送迎した場合の乗用車（自家用車）のガソリン代など燃料費及び公共の交通機関の利用にかかる費用について対象とすること。</p> <p>2 対象児童の認定については、児童相談所など関係機関が必要性を判断したうえで都道府県知事若しくは指定都市及び児童相談所設置市の長が認定を行うこと。</p> <p>また、当該支弁額については、乗用車利用の際の加算額の認定については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市における旅費支給規程に準じて算定した</p>

改正後	現 行
<p>第19 国庫負担金の交付の決定及び措置費の支弁について (略)</p>	<p>額（日当相当は含まない）とする。 なお、算定額が交付要綱に定める加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>第19 国庫負担金の交付の決定及び措置費の支弁について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫負担金の交付決定について 国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い第4・四半期において年間分の所要額調書を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討のうえ、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。 なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでそのつどすみやかに市町村に対してこれを示達すること。 2 措置費等の支弁について 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合においては、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するよう努めること。
<p>第20 徴収金基準額等について (略)</p>	<p>第20 徴収金基準額等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金基準額について <ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（母子生活支援施設及び助産施設に係るものについては中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。）において適正かつ簡明に行えるよう、表1の各月初日（月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。）の措置児童等（母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。）の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。 (2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 (3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。

改正後	現 行
	<p>ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。</p> <p>イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認には、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。</p> <p>ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うこと。</p> <p>エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。</p> <p>(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。</p> <p>なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあたっては、その状況が不明である場合もあるので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとすること。</p> <p>(5) 令和元年7月1日以降の課税階層区分の認定について、認定方法を地方税額に変更することにより、費用徴収額が増額する場合は、経過措置として、当面の間、従前の徴収金額の算出方法（表1）により得た額とすることを可能とする。</p> <p>2 私的契約児童に係る利用料について</p> <p>措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等をすべて措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの措置費等の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホーム等における家庭裁判所による入所にかかる利用料は家庭裁判所からの委託費とする。）ものであること。</p> <p>3 特例措置について</p> <p>児童養護施設等の階層区分の認定について、次に掲げる事項を例外措置として取り扱うものである。</p> <p>ア 前年に比して収入が減少したり、不時のやむを得ざる支出が必要となる等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市市長が認めた</p>

改正後	現 行
<p>第21 職員配置の改善について (略)</p>	<p>場合は、当該年の課税額を推定し、階層区分の変更を行って差し支えない。この場合、階層区分が2階層以上変動しない場合は、変更しないものとする。</p> <p>イ この階層区分の変更は、例外措置であるので、原則として措置児童等の属する世帯又は本人からの申し立てにより行うこととするが、措置児童等の属する世帯又は入所者本人が生活保護法による援助を受けるなど、明らかに階層区分の変更が必要な場合には、申し立ての有無によらず変更決定を行って差し支えないものとする。</p> <p>ウ 階層区分の変更後の費用徴収は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済みの時は、その翌月）から行うものとする。</p> <p>4 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について 備考5に規定する未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用については、平成30年7月1日以降に階層区分の認定（見直し、変更を含む）を行うものから適用すること。</p> <p>5 乳児院における短期入所措置について 令和元年7月1日以降の乳児院の短期入所措置における経費等については、次によること。</p> <p>（1）事務費の支弁 交付要綱に定めるところによる。 定員（暫定定員を含む）の範囲内で短期入所の児童を受け入れるものとし、事務費の支弁については、特段の措置は講じない。</p> <p>（2）事業費の支弁 一般生活費については、短期間の入所を行いやすいよう次の算式とおり日額の保護単価を設定する。 算式 交付要綱に定める一般生活費月額保護単価÷30.4×その月の短期入所措置児延人員数</p> <p>（3）費用徴収 短期入所に係る保護者の費用徴収については、交付要綱の徴収金基準額表の定めにかかわらず、同表のC階層からD4階層（但し、地方税の額が81,000円以下の場合）までは、日額1,000円、D4階層（但し、地方税の額が81,001円以上の場合）からD14階層までは日額2,000円とし、これに入所措置日数を乗じて得た額を当該措置児に係る費用徴収額とする。 なお、A、B階層については無料、D15階層については全額徴収とする。</p> <p>第21 職員配置の改善について 児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5：1から4：1等の職員配置を一挙に実施することが困難な施設も予想されることから、措置費の保護単価を段階的に設けていること。</p>

改正後	現 行
<p>第22 保育の措置の取扱いについて (略)</p>	<p>職員配置の改善の趣旨としては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる「本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームがそれぞれ概ね3分の1ずつ」を目指すためのものであるため、積極的に取り組まれることをお願いするとともに、当該保護単価の設定においては、家庭的養護推進計画を策定していること（小規模化等を実施している、又は、目指していること）等を要件とするものであり、実施状況を別紙（1）－1により把握すること。併せて、各施設における職員配置状況についても把握すること。</p> <p>第22 保育の措置の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第5項及び第6項に基づき、「保育の申込みの勧奨や支援」又は「あっせん・申請、その他の支援を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由」等の場合において、措置による保育の実施を規定している。 当該規定に基づき、措置により保育所等に入所した児童に係る費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等負担金により支弁することとしたものである。 2 想定事例 虐待のおそれがある子どもなど、特別な支援が必要な子どもであるが、保護者が、自ら進んで利用しようとしているケースなど 3 費用の支弁 法第24条第5項及び第6項に基づく保育の措置に係る費用の支弁は、法第51条第5号に定める市町村の支弁とされる。 4 費用の徴収 法第56条第3項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」とされている。その徴収基準額については、新制度の2号及び3号認定に適用される利用者負担額に準ずるものとし、保育標準時間認定に適用される額を基本とする。 なお、市町村において、保育短時間認定の利用時間で足りると判断する場合においては、保育短時間認定に適用される額によることも可能である。 また、本人又はその扶養義務者入所児童の扶養義務者が子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第五十六条の各号に掲げる事由に該当すると市町村が認めた場合には、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第二十四条に準じて徴収基準額を定めることも可能であること。

改正後	現 行
第23 児童入所施設における措置費等の経理について (略)	第23 児童入所施設における措置費等の経理について 児童入所施設における措置費の経理については、別に定めるところによるこ と。

改正後

別紙(1) (略)

現 行

別紙(1)
 令和 年度事務費保護単価設定表 (令和 年 月 日設定)
 地域
 施設名 区分 定員 名
 (暫定定員 名) 設置責任者
 職名・氏名 印
 (1) 保護単価(月額) 設定表

区分	金額	備考
設 定 単 価 (保 護 単 価)	一般分保護単価 ①	円
	里親支援専門相談員 加算分保護単価 ②	
	心理担当職員 加算分保護単価(常勤) ③	
	個別対応職員 加算分保護単価 ④	
	職業指導員 加算分保護単価 ⑤	
	看護師 加算分保護単価 ⑥	
	母子生活支援施設 保育士加算分保護単価 ⑦	
	母子生活支援施設 母子支援員 加算分保護単価 ⑧	
	母子生活支援施設 少年指導員兼事務員 加算分保護単価 ⑨	
	小規模グループケア 加算分保護単価 ⑩	
	家庭支援専門相談員 加算分保護単価 ⑪	
	小規模かつ地域分散化 加算分保護単価 ⑫	
	民間施設給与等 改善費 ⑬	(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬) ×別に定める率
	社会的養護 処遇改善加算 ⑭	
計 ⑮		
2月分保護単価		⑮+除雪費

(注) 1 給与改定等により、事務費の保護単価の改定があった場合には、改めて作成すること。
 2 単身赴任手当加算費がある場合は適宜、民間施設給与等改善費の上段に単身赴任手当加算分保護単価の項を設けること。
 3 降灰除去費がある場合は、2月分保護単価に加算し、その旨備考欄に記入すること。

改正後	現 行
	<p>4 各月初日現在において2歳児又は3歳以上児が措置されている乳児院については、2歳未満児用、2歳児用及び3歳以上児用に本表を別様に作成し、それぞれ一般分保護単価⑦区分の備考欄に2歳未満児、2歳児、3歳以上児の措置人員を記入すること。</p> <p>5 職員配置の改善を行った場合には、一般分事務費保護単価を施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定すること。</p>

改正後	現 行																																													
<p>別紙（1）－1（略）</p>	<p>別紙（1）－1</p> <p>児童養護施設等の職員配置の改善に係る家庭的養護推進計画取り組み状況及び人材確保状況報告書</p> <p style="text-align: right;">令和 年度分</p> <table border="1" data-bbox="1096 366 2129 552"> <thead> <tr> <th data-bbox="1096 366 1477 409">項目</th><th data-bbox="1477 366 2129 409">取り組み状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1096 409 1477 477">① 家庭的養護推進計画策定状況</td><td data-bbox="1477 409 2129 477">有・無</td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 477 1477 552">② 施設の小規模化等に向けた取り組み状況</td><td data-bbox="1477 477 2129 552"></td></tr> </tbody> </table> <p>1. 児童養護施設及び乳児院については、①、②に係る取り組み状況の概要を記載すること。</p> <p>2. ②については、平成24年11月30日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」の別添「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」による「8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法」を参考に取り組み状況を記載すること。</p> <p>各施設における人材確保の状況</p> <table border="1" data-bbox="1096 827 2129 1480"> <thead> <tr> <th data-bbox="1096 827 1320 895">職員採用予定期</th><th data-bbox="1320 827 1904 895">新規採用者職種及び人数 (退職者については4月及び10月のみ記入)</th><th data-bbox="1904 827 2129 895">職員配置改善状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1096 895 1320 933">令和 年4月時点</td><td data-bbox="1320 895 1904 933"></td><td data-bbox="1904 895 2129 933">○:○ ⇒ ○:○</td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 933 1320 971">令和 年5月時点</td><td data-bbox="1320 933 1904 971"></td><td data-bbox="1904 933 2129 971"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 971 1320 1009">令和 年6月時点</td><td data-bbox="1320 971 1904 1009"></td><td data-bbox="1904 971 2129 1009"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1009 1320 1048">令和 年7月時点</td><td data-bbox="1320 1009 1904 1048"></td><td data-bbox="1904 1009 2129 1048"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1048 1320 1086">令和 年8月時点</td><td data-bbox="1320 1048 1904 1086"></td><td data-bbox="1904 1048 2129 1086"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1086 1320 1124">令和 年9月時点</td><td data-bbox="1320 1086 1904 1124"></td><td data-bbox="1904 1086 2129 1124"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1124 1320 1162">令和 年10月時点</td><td data-bbox="1320 1124 1904 1162"></td><td data-bbox="1904 1124 2129 1162"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1162 1320 1200">令和 年11月時点</td><td data-bbox="1320 1162 1904 1200"></td><td data-bbox="1904 1162 2129 1200"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1200 1320 1238">令和 年12月時点</td><td data-bbox="1320 1200 1904 1238"></td><td data-bbox="1904 1200 2129 1238"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1238 1320 1276">令和 年1月時点</td><td data-bbox="1320 1238 1904 1276"></td><td data-bbox="1904 1238 2129 1276"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1276 1320 1314">令和 年2月時点</td><td data-bbox="1320 1276 1904 1314"></td><td data-bbox="1904 1276 2129 1314"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1096 1314 1320 1352">令和 年3月時点</td><td data-bbox="1320 1314 1904 1352"></td><td data-bbox="1904 1314 2129 1352"></td></tr> </tbody> </table>	項目	取り組み状況	① 家庭的養護推進計画策定状況	有・無	② 施設の小規模化等に向けた取り組み状況		職員採用予定期	新規採用者職種及び人数 (退職者については4月及び10月のみ記入)	職員配置改善状況	令和 年4月時点		○:○ ⇒ ○:○	令和 年5月時点			令和 年6月時点			令和 年7月時点			令和 年8月時点			令和 年9月時点			令和 年10月時点			令和 年11月時点			令和 年12月時点			令和 年1月時点			令和 年2月時点			令和 年3月時点		
項目	取り組み状況																																													
① 家庭的養護推進計画策定状況	有・無																																													
② 施設の小規模化等に向けた取り組み状況																																														
職員採用予定期	新規採用者職種及び人数 (退職者については4月及び10月のみ記入)	職員配置改善状況																																												
令和 年4月時点		○:○ ⇒ ○:○																																												
令和 年5月時点																																														
令和 年6月時点																																														
令和 年7月時点																																														
令和 年8月時点																																														
令和 年9月時点																																														
令和 年10月時点																																														
令和 年11月時点																																														
令和 年12月時点																																														
令和 年1月時点																																														
令和 年2月時点																																														
令和 年3月時点																																														

改正後	現 行																																								
<p>(2) 職員の職種別定数及び現員表 (略)</p>	<p>1. 事務費保護単価については、4月1日及び10月1日時点における職員の配置状況を確認のうえ設定を行い、単価設定後に新規採用等により職員配置が改善された場合にあっては、保護単価の改定を行うこと。なお、児童自立支援施設及び児童心理治療施設における心理療法担当職員加算についても同様の取扱いとすること。</p> <p>2. 当該報告書については、事務費保護単価設定時（4月及び10月）及び上記1による単価改定時に別紙（1）と併せて提出すること。</p> <p>(2) 職員の職種別定数及び現員表</p> <table border="1" data-bbox="1138 465 2126 754"> <thead> <tr> <th data-bbox="1138 465 1318 492">職 種 別</th><th data-bbox="1318 465 1605 492">定 数</th><th data-bbox="1605 465 1765 492">現 員</th><th data-bbox="1765 465 2126 492">備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1138 492 1318 520">何 々</td><td data-bbox="1318 492 1605 520">人</td><td data-bbox="1605 492 1765 520">人</td><td data-bbox="1765 492 2126 520"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 520 1318 547">〃</td><td data-bbox="1318 520 1605 547"></td><td data-bbox="1605 520 1765 547"></td><td data-bbox="1765 520 2126 547"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 547 1318 574"></td><td data-bbox="1318 547 1605 574"></td><td data-bbox="1605 547 1765 574"></td><td data-bbox="1765 547 2126 574"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 574 1318 603"></td><td data-bbox="1318 574 1605 603"></td><td data-bbox="1605 574 1765 603"></td><td data-bbox="1765 574 2126 603"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 603 1318 630"></td><td data-bbox="1318 603 1605 630"></td><td data-bbox="1605 603 1765 630"></td><td data-bbox="1765 603 2126 630"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 630 1318 657">~~~~~</td><td data-bbox="1318 630 1605 657">~~~~~</td><td data-bbox="1605 630 1765 657">~~~~~</td><td data-bbox="1765 630 2126 657">~~~~~</td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 657 1318 684"></td><td data-bbox="1318 657 1605 684"></td><td data-bbox="1605 657 1765 684"></td><td data-bbox="1765 657 2126 684"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 684 1318 713">~~~~~</td><td data-bbox="1318 684 1605 713">~~~~~</td><td data-bbox="1605 684 1765 713">~~~~~</td><td data-bbox="1765 684 2126 713">~~~~~</td></tr> <tr> <td data-bbox="1138 713 1318 740">計</td><td data-bbox="1318 713 1605 740"></td><td data-bbox="1605 713 1765 740"></td><td data-bbox="1765 713 2126 740"></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「定数」欄には、交付要綱の別表2により算定した職種別定数を記載すること。</p> <p>2 「現員」欄には、その施設に勤務するすべての職員について記載することとし、非常勤職員については備考欄にその旨記入すること。</p>	職 種 別	定 数	現 員	備 考	何 々	人	人		〃																~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~					~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	計			
職 種 別	定 数	現 員	備 考																																						
何 々	人	人																																							
〃																																									
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~																																						
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~																																						
計																																									

改正後		現 行				
(3) 定員認定表(算式1) (略)		(3) 定員認定表(算式1)				
区分	定員	在籍延べ日数				計
		措置児童数	私的契約児	一時保護委託児	日	
年度 4月	人	日	日	日	日	日
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						(B)
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数	
	(A)	要せず (A)と(C)のいずれか少ない方の数値 定員改定・暫定定員設定			$[(B \div 30.4 \div 12) \times 1.11]$ (C)	

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。

2 (C)欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

改正後

(3) 定員認定表(算式2) (略)

現 行

(3) 定員認定表(算式2)

区分	定 員	在籍延べ日数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度 4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					(B)
年度 4月					
5					

3					
計					(C)
年度 4月					
5					

改正後

(3) 定員認定表(算式3) (略)

現 行

(3) 定員認定表(算式3)

区分	定員	各月初日在籍児童数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	人	人	人	人
年度 4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					⑧
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍児童数
	⑧	〔要せず (⑧と⑨のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定〕			[(⑧÷12) ×1.11] ⑨

- (注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。
 2 ⑨欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

改正後

(3) 定員認定表(算式4) (略)

現 行

(3) 定員認定表(算式4)

区分	定員	各月初日在籍児童数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	人	人	人	人
年度 4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					Ⓐ
年度 4月					
5					

3					
計					Ⓑ
年度 4月					
5					

改正後	現 行																								
	<table border="1"> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>④</td></tr> <tr> <td>直近3カ年計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑤</td></tr> <tr> <td></td><td>認可定員</td><td colspan="2">定員改定の要否</td><td>在籍延べ日数</td><td></td></tr> <tr> <td>定員の認定</td><td>④</td><td colspan="2"> 要せず (④と⑤のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定 </td><td>[(⑤ ÷ 12 ÷ 3) × 1.11]</td><td>⑥</td></tr> </table>	計					④	直近3カ年計					⑤		認可定員	定員改定の要否		在籍延べ日数		定員の認定	④	要せず (④と⑤のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定		[(⑤ ÷ 12 ÷ 3) × 1.11]	⑥
計					④																				
直近3カ年計					⑤																				
	認可定員	定員改定の要否		在籍延べ日数																					
定員の認定	④	要せず (④と⑤のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定		[(⑤ ÷ 12 ÷ 3) × 1.11]	⑥																				

| | (注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。 2 ⑥欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。 |

改正後

(3) 定員認定表(算式5) (略)

現 行

(3) 定員認定表(算式5)

区分	定員	在籍延べ日数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度 4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					(B)
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	(A)	要せず (A)と(C)のいずれか少ない方の数値 暫定定員設定			$[(B) \div 30.4 \div 12] \times 1.16$ (C)

(注) 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。

上記算式により在籍延べ日数を算定する場合は、以下の①又は②のいずれかの要件を満たしている施設について算定できる。

① 一時保護委託児童の受入体制強化

以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

ア 前年度の措置児童（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割

改正後	現 行							
	<p>合が15%以上の施設</p> <table border="1" data-bbox="1230 208 2158 406"> <tr> <td data-bbox="1230 208 1814 250">前年度の措置児童数【実人員】 (①)</td><td data-bbox="1814 208 2158 250">実人員等</td></tr> <tr> <td data-bbox="1230 250 1814 350">前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②))</td><td data-bbox="1814 250 2158 350"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1230 350 1814 406">割合 (15%≥②÷①)</td><td data-bbox="1814 350 2158 406"></td></tr> </table>		前年度の措置児童数【実人員】 (①)	実人員等	前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②))		割合 (15%≥②÷①)	
前年度の措置児童数【実人員】 (①)	実人員等							
前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②))								
割合 (15%≥②÷①)								
	<p>イ 児童相談所から一時保護の要請があった場合に応じる施設</p> <table border="1" data-bbox="1230 462 2158 589"> <tr> <td data-bbox="1230 462 1814 504">児童相談所より一時保護委託の要請があつた場合、応じること</td><td data-bbox="1814 462 2158 504">対応の可否</td></tr> </table>		児童相談所より一時保護委託の要請があつた場合、応じること	対応の可否				
児童相談所より一時保護委託の要請があつた場合、応じること	対応の可否							
	<p>② 里親支援の取組促進</p> <p>以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。</p> <p>ア 年間の措置児童のうち里親等へ委託した児童の割合が10%以上の施設</p> <table border="1" data-bbox="1230 779 2158 970"> <tr> <td data-bbox="1230 779 1814 822">前年度の措置児童数【実人員】 (①)</td><td data-bbox="1814 779 2158 822">実人員等</td></tr> <tr> <td data-bbox="1230 822 1814 922">前年度の里親又はファミリーホームへ委託した児童数【実人員】 (②)</td><td data-bbox="1814 822 2158 922"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1230 922 1814 970">割合 (10%≥②÷①)</td><td data-bbox="1814 922 2158 970"></td></tr> </table>		前年度の措置児童数【実人員】 (①)	実人員等	前年度の里親又はファミリーホームへ委託した児童数【実人員】 (②)		割合 (10%≥②÷①)	
前年度の措置児童数【実人員】 (①)	実人員等							
前年度の里親又はファミリーホームへ委託した児童数【実人員】 (②)								
割合 (10%≥②÷①)								
	<p>イ 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設</p> <table border="1" data-bbox="1230 1017 2158 1160"> <tr> <td data-bbox="1230 1017 1814 1060">里親支援専門相談員の配置の有無</td><td data-bbox="1814 1017 2158 1060">配置の有無等</td></tr> <tr> <td data-bbox="1230 1060 1814 1113">里親支援機関の指定の有無</td><td data-bbox="1814 1060 2158 1113"></td></tr> </table>		里親支援専門相談員の配置の有無	配置の有無等	里親支援機関の指定の有無			
里親支援専門相談員の配置の有無	配置の有無等							
里親支援機関の指定の有無								

改正後

(3) 定員認定表(算式6) (略)

現 行

(3) 定員認定表(算式6)

区分	定員	在籍延べ日数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度 4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					(B)
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	(A)	要せず (AとCのいずれか少ない方の数値) 暫定定員設定			$[(B \div 30.4 \div 12) \times 1.21]$ (C)

(注) 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。

上記算式により在籍延べ日数を算定する場合は、以下の①及び②のいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

① 一時保護委託児童の受入体制強化

以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

ア 前年度の措置児童（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が 15%以上の施設

改正後	現 行	
	実人員等	実人員等
	前年度の措置児童数【実人員】 (①)	前年度の措置児童数【実人員】 (①)
	前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②)	前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②)
	割合 (15% \geq ② \div ①)	割合 (15% \geq ② \div ①)
イ 児童相談所から一時保護の要請があった場合に応じる施設	対応の可否	対応の可否
	児童相談所より一時保護委託の要請があつた場合、応じること	児童相談所より一時保護委託の要請があつた場合、応じること
<p>② 里親支援の取組促進</p> <p>以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。</p> <p>ア 年間の措置児童のうち里親等へ委託した児童の割合が 10%以上の施設</p>		
	実人員等	実人員等
	前年度の措置児童数【実人員】 (①)	前年度の措置児童数【実人員】 (①)
	前年度の里親等へ委託した児童数【実人員】 (②)	前年度の里親等へ委託した児童数【実人員】 (②)
	割合 (10% \geq ② \div ①)	割合 (10% \geq ② \div ①)
イ 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設	配置の有無等	配置の有無等
	里親支援専門相談員の配置の有無	里親支援専門相談員の配置の有無
	里親支援機関の指定の有無	里親支援機関の指定の有無

改正後

(4) 賃借費加算分申請書 (略)

現 行

(4) 賃借費加算分申請書

区分	内 容
施 設 の 種 類	
施 設 の 名 称	
賃 借 物 件 の 所 在 地	
賃 借 契 約 期 間	年 月 日～ 年 月 日
1 か 月 あ た り の 賃 借 料	

- (注) 1 本申請は賃貸借契約後、契約書の写し等を添付して提出すること。
 2 施設の種類は、地域小規模児童養護施設等の別を記載すること
 3 同一施設が賃借による地域小規模児童養護施設等の事業を複数実施している場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。

(5) スプリンクラー設置加算分申請書 (略)

(5) スプリンクラー設置加算分申請書

区分	内 容
施 設 の 種 類 ①	
施 設 の 名 称 ②	
スプリンクラー設置年月日 ③	年 月 日
民 改 費 基 本 分 の 区 分 ④	
ス プ リ ン ク ラ ー 機 種 等 ⑤	

- (注) 1 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。
 2 ③欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第 31 条の 3 の 3 項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことなどが証明できる書類を添付すること。
 3 ④欄は、該当する区分の階級を記載すること。

改正後

別紙（2）（略）

現 行

別紙（2）

一般生活費及び冷暖房費申請書

知事（市長） 殿

自立援助ホーム管理者氏名

印

標記について、次のとおり申請します。

自立援助ホーム名：

番号	氏名	該当する条件

※ 該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。

- 1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童（子どもシェルターに保護されている児童等を含む）。
- 2 18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生

改正後	現 行
別紙（3）（略）	別紙（3）
	資格取得等特別加算費申請書
	知事（市長） 殿
	施設長（里親）氏名 印
	標記について、次のとおり申請します。
1. 施設（里親）名	
2. 対象児童名	
3. 希望する資格又は講座等名称	
4. 資格又は講座等の実施者名	
5. 本申請の対象児童への加算実績の有無	

改正後

別紙(4) (略)

現 行

別紙(4)

令和 年度 民間施設給与等改善費計画書

知事(市長) 殿

都道府県等名
施設等名
施設等類型

(1) 職員1人当たりの平均勤続年数算定表

施設の区分	○階級	設定年月日		年月日	
		開設年月日	年月日	年月日	年月日
氏名	職種	①現に勤務する施設の勤続年数	②その他の社会福祉施設等の通算勤続年数	③合計 ①+②	その職種の資格取得年月日
		年月	年月	年月	年月
合計	Ⓐ 人			Ⓑ	
職員1人当たり平均勤続年数		(算式) Ⓑ ÷ Ⓒ = Ⓓ (6か月以上の端数は1年に切り上げ)	1人当たり平均年 Ⓒ		

- (注)
- 施設区分欄については、該当する施設の区分の階級を記載すること。
 - 職員1人当たり平均勤続年数のⒸ欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとし、整数年であること。
 - 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、年度当初における事務費の保護単価設定の際に用いるものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
 - 直接遇職員のうち、その資格が定められた職員が設定年月日現在において、その資格を有していない場合には、その者の勤続年数の「③合計」欄には、その勤続年数に0.8を乗じた年数を記載すること。
 - 民間施設給与等改善費加算率のうち人件費加算率について、施設職員の給与改善を目的としたものであり、施設等に対しては、目的に沿った適正な執行をされるよう周知徹底を図られたい。なお、各都道府県の実施する監査時においても、執行が適正なものであるか確認すること。

改正後	現 行	
<p>(2) 民間施設給与等改善費計画書</p>	① 加算見込額	円
	② 処遇改善見込額総額	円
	③ 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()
	④ 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
	⑤ 処遇改善を行う方法	(留意点) 処遇改善の実施時期や1人当たりの処遇改善見込額を可能な限り具体的に記載。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日
施設等名
施設長等名

(印)

改正後

現 行

別紙(5)

令和 年度 民間施設給与等改善費実績報告書

知事(市長) 殿

都道府県等名
施設等名
施設等類型

(1) 民間施設給与等改善費実績報告書

① 加算実績額	円
② 処遇改善実績額総額	円
③ 処遇改善を行った給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()
④ 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤ 処遇改善を行う方法 (留言欄) 処遇改善の実施時期や1人当たりの処遇改善実績額を可能な限り具体的に記載。	

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日
 施設等名
 施設長等名

(印)

改正後

現 行

別紙(6)

令和 年度社会的養護処遇改善加算計画書

知事(市長)殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

(1) 処遇改善について

① 加算見込額((2)～(6)の合計)	0円
② 処遇改善見込額総額((2)～(7)の合計)	0円
③ 処遇改善実施期間	年 月～年 月

(2) 処遇改善加算(I)について

① 加算見込額	0円
② 処遇改善見込額	0円
③ 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等について、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()
④ 処遇改善実施期間	年 月～年 月
⑤ 処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。

(3) 処遇改善加算(II)について

① 加算見込額	0円
② 処遇改善見込額	0円
③ 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等について、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()
④ 処遇改善実施期間	年 月～年 月
⑤ 処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。

改正後	現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<p>(4) 処遇改善加算(Ⅲ)について</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 195 1601 219">① 加算見込額</td><td data-bbox="1601 195 1967 219">0円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 219 1601 242">② 処遇改善見込額</td><td data-bbox="1601 219 1967 242">0円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 242 1601 314">③ 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)</td><td data-bbox="1601 242 1967 314">基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()</td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 314 1601 338">④ 処遇改善実施期間</td><td data-bbox="1601 314 1967 338">年 月 ~ 年 月</td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 338 1601 438">⑤ 処遇改善を行う方法</td><td data-bbox="1601 338 1967 438"> <p>(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 438 1601 460"></td><td data-bbox="1601 438 1967 460"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 460 1601 484"></td><td data-bbox="1601 460 1967 484"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 484 1601 508"></td><td data-bbox="1601 484 1967 508"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 508 1601 530"></td><td data-bbox="1601 508 1967 530"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 530 1601 554"></td><td data-bbox="1601 530 1967 554"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 554 1601 578"></td><td data-bbox="1601 554 1967 578"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 578 1601 600"></td><td data-bbox="1601 578 1967 600"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 600 1601 624"></td><td data-bbox="1601 600 1967 624"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 624 1601 646"></td><td data-bbox="1601 624 1967 646"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 646 1601 670"></td><td data-bbox="1601 646 1967 670"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 670 1601 693"></td><td data-bbox="1601 670 1967 693"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 693 1601 716"></td><td data-bbox="1601 693 1967 716"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 716 1601 740"></td><td data-bbox="1601 716 1967 740"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 740 1601 763"></td><td data-bbox="1601 740 1967 763"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 763 1601 786"></td><td data-bbox="1601 763 1967 786"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 786 1601 809"></td><td data-bbox="1601 786 1967 809"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 809 1601 833"></td><td data-bbox="1601 809 1967 833"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 833 1601 855"></td><td data-bbox="1601 833 1967 855"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 855 1601 879"></td><td data-bbox="1601 855 1967 879"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 879 1601 901"></td><td data-bbox="1601 879 1967 901"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 901 1601 925"></td><td data-bbox="1601 901 1967 925"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 925 1601 949"></td><td data-bbox="1601 925 1967 949"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 949 1601 971"></td><td data-bbox="1601 949 1967 971"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 971 1601 995"></td><td data-bbox="1601 971 1967 995"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 995 1601 1019"></td><td data-bbox="1601 995 1967 1019"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1019 1601 1041"></td><td data-bbox="1601 1019 1967 1041"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1041 1601 1065"></td><td data-bbox="1601 1041 1967 1065"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1065 1601 1089"></td><td data-bbox="1601 1065 1967 1089"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1089 1601 1111"></td><td data-bbox="1601 1089 1967 1111"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1111 1601 1135"></td><td data-bbox="1601 1111 1967 1135"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1135 1601 1157"></td><td data-bbox="1601 1135 1967 1157"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1157 1601 1181"></td><td data-bbox="1601 1157 1967 1181"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1181 1601 1205"></td><td data-bbox="1601 1181 1967 1205"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1205 1601 1227"></td><td data-bbox="1601 1205 1967 1227"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1227 1601 1251"></td><td data-bbox="1601 1227 1967 1251"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1251 1601 1275"></td><td data-bbox="1601 1251 1967 1275"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1275 1601 1297"></td><td data-bbox="1601 1275 1967 1297"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1297 1601 1321"></td><td data-bbox="1601 1297 1967 1321"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1321 1601 1343"></td><td data-bbox="1601 1321 1967 1343"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1343 1601 1367"></td><td data-bbox="1601 1343 1967 1367"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1367 1601 1391"></td><td data-bbox="1601 1367 1967 1391"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1391 1601 1413"></td><td data-bbox="1601 1391 1967 1413"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1413 1601 1437"></td><td data-bbox="1601 1413 1967 1437"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1437 1601 1460"></td><td data-bbox="1601 1437 1967 1460"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1460 1601 1483"></td><td data-bbox="1601 1460 1967 1483"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1483 1601 1507"></td><td data-bbox="1601 1483 1967 1507"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1507 1601 1530"></td><td data-bbox="1601 1507 1967 1530"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1530 1601 1553"></td><td data-bbox="1601 1530 1967 1553"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1553 1601 1576"></td><td data-bbox="1601 1553 1967 1576"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1576 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1576 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1599 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1599 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1622 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1622 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1646 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1646 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1668 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1668 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1692 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1692 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1716 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1716 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1738 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1738 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1762 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1762 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1786 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1786 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1808 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1808 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1832 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1832 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1854 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1854 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1878 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1878 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1902 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1902 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1924 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1924 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1948 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1948 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1972 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1972 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1994 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 1994 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2018 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2018 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2040 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2040 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2064 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2064 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2088 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2088 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2110 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2110 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2134 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2134 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2158 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2158 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2180 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2180 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2204 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2204 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2227 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2227 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2250 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2250 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2274 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2274 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2296 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2296 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2320 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2320 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2343 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2343 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2366 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2366 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2389 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2389 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2413 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2413 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2435 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2435 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2459 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2459 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2483 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2483 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2505 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2505 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2529 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2529 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2551 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2551 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2575 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2575 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2599 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2599 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2621 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2621 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2645 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2645 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2669 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2669 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2691 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2691 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2715 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2715 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2739 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2739 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2761 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2761 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2785 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2785 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2807 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2807 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2831 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2831 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2855 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2855 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2877 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2877 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2901 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2901 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2925 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2925 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2947 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2947 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2971 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2971 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 2993 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 2993 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3017 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3017 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3041 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3041 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3063 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3063 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3087 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3087 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3110 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3110 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3131 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3131 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3155 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3155 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3179 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3179 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3201 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3201 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3225 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3225 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3249 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3249 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3271 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3271 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3295 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3295 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3318 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3318 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3341 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3341 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3364 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3364 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3387 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3387 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3411 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3411 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3434 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3434 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3457 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3457 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3480 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3480 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3504 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3504 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3526 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3526 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3550 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3550 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3573 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3573 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3596 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3596 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3620 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3620 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3642 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3642 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3666 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3666 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3690 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3690 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3712 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3712 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3736 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3736 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3760 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3760 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3782 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3782 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3806 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3806 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3828 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3828 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3852 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3852 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3876 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3876 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3898 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3898 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3922 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3922 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3946 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3946 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3968 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3968 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 3992 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 3992 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4016 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4016 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4038 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4038 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4062 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4062 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4084 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4084 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4108 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4108 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4131 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4131 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4154 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4154 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4178 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4178 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4201 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4201 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4224 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4224 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4247 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4247 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4271 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4271 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4293 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4293 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4317 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4317 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4340 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4340 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4362 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4362 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4386 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4386 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4408 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4408 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4432 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4432 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4455 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4455 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4478 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4478 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4498 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4498 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4522 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4522 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4546 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4546 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4568 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4568 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4592 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4592 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4614 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4614 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4635 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4635 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4659 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4659 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4683 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4683 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4705 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4705 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4729 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4729 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4752 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4752 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4771 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4771 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4795 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4795 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4819 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4819 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4841 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4841 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4865 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4865 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4889 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4889 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4910 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4910 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4932 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4932 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4956 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4956 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 4978 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 4978 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5002 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5002 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5026 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5026 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5046 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5046 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5068 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5068 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5092 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5092 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5116 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5116 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5138 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5138 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5162 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5162 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5183 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5183 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5205 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5205 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5229 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5229 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5253 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5253 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5275 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5275 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5299 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5299 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5319 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5319 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5342 1601 1588"></td><td data-bbox="1601 5342 1967 1588"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 5365 1601 1588"></td><td data-bbox="728 </tr></table>	① 加算見込額	0円	② 処遇改善見込額	0円	③ 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()	④ 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月	⑤ 処遇改善を行う方法	<p>(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
① 加算見込額	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
② 処遇改善見込額	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
③ 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
④ 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑤ 処遇改善を行う方法	<p>(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

改正後	現 行								
	<p>(7) 上記以外の者について</p> <table border="1" data-bbox="1125 208 2151 763"> <tr> <td data-bbox="1125 208 1574 250">① 処遇改善見込額</td><td data-bbox="1574 208 2151 250">0円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1125 250 1574 366">② 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)</td><td data-bbox="1574 250 2151 366">基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()</td></tr> <tr> <td data-bbox="1125 366 1574 409">③ 処遇改善実施期間</td><td data-bbox="1574 366 2151 409">年 月 ~ 年 月</td></tr> <tr> <td data-bbox="1125 409 1574 763">④ 処遇改善を行う方法</td><td data-bbox="1574 409 2151 763"> <p>(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。</p> </td></tr> </table> <p>上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。</p> <p>令和 年 月 日 施設等名 施設長等名 (印)</p>	① 処遇改善見込額	0円	② 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()	③ 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月	④ 処遇改善を行う方法	<p>(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。</p>
① 処遇改善見込額	0円								
② 処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的な名称を記載すること。)	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()								
③ 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月								
④ 処遇改善を行う方法	<p>(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載すること。</p>								

改正後		現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		<p>4. 先端装置記録 (D)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>施設の名称</th> <th>発令年月日</th> <th>処置内容</th> <th>研修名 (注1)</th> <th>研修終了年月日</th> <th>加算見込額</th> <th>先端改善見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table> <p>5. 先端装置記録 (V)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>施設の名称</th> <th>発令年月日</th> <th>処置内容</th> <th>研修名 (注1)</th> <th>研修終了年月日</th> <th>加算見込額</th> <th>先端改善見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table> <p>6. 1～5件の書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>施設の名称</th> <th>発令年月日</th> <th>処置内容</th> <th>研修名 (注1)</th> <th>研修終了年月日</th> <th>先端改善見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table> <p>加算見込額 <input type="text" value="0円"/> 0円</p> <p>先端改善見込額 <input type="text" value="0円"/> 0円</p> <p>注：先端装置（D）～（V）については終了している2つの研修を記載すること。 注：算が不足する場合は適宜記入すること。</p>									番号	氏名	施設の名称	発令年月日	処置内容	研修名 (注1)	研修終了年月日	加算見込額	先端改善見込額								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円	番号	氏名	施設の名称	発令年月日	処置内容	研修名 (注1)	研修終了年月日	加算見込額	先端改善見込額								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円	番号	氏名	施設の名称	発令年月日	処置内容	研修名 (注1)	研修終了年月日	先端改善見込額								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円								0円	0円
番号	氏名	施設の名称	発令年月日	処置内容	研修名 (注1)	研修終了年月日	加算見込額	先端改善見込額																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
番号	氏名	施設の名称	発令年月日	処置内容	研修名 (注1)	研修終了年月日	加算見込額	先端改善見込額																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
番号	氏名	施設の名称	発令年月日	処置内容	研修名 (注1)	研修終了年月日	先端改善見込額																																																																																																																																																																																																																																																																																									
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							0円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																								

改正後

現 行

別紙(7)

令和 年度社会的養護処遇改善加算実績報告書

知事(市長)殿

都道府県等名
施設等名
施設等類型

(1) 処遇改善実績

① 加算実績総額 ((2)～(6)の合計)	円
② 処遇改善実施期間	年 月～年 月
③ 処遇改善に要した費用の総額 ((2)～(7)の合計) (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)	
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の 処遇改善の総額	円
(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額	円
④ 加算実績額と処遇改善に要した費用の総額 との差額 (①-③) (残額が生じた場合のみ)	円
支払った給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()
具体的な支払い方法	

(2) 処遇改善加算(I)実績

① 加算実績額	円
② 処遇改善実施期間	年 月～年 月
③ 処遇改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (①②の期間における総額)	
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の 賃金の総額	円
④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()
処遇改善の具体的な方法	

改正後	現 行														
	<p>(3) 処遇改善加算(Ⅱ) 実績</p> <table border="1"> <tr> <td>① 加算実績額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>② 処遇改善実施期間</td><td>年 月 ~ 年 月</td></tr> <tr> <td>③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)</td><td>円</td></tr> <tr> <td>ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目</td><td>基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()</td></tr> <tr> <td>処遇改善の具体的な方法</td><td>.....</td></tr> </table>	① 加算実績額	円	② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月	③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)	円	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円	④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()	処遇改善の具体的な方法
① 加算実績額	円														
② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月														
③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)	円														
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円														
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円														
④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()														
処遇改善の具体的な方法														
	<p>(4) 処遇改善加算(Ⅲ) 実績</p> <table border="1"> <tr> <td>① 加算実績額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>② 処遇改善実施期間</td><td>年 月 ~ 年 月</td></tr> <tr> <td>③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)</td><td>円</td></tr> <tr> <td>ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目</td><td>基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()</td></tr> <tr> <td>処遇改善の具体的な方法</td><td>.....</td></tr> </table>	① 加算実績額	円	② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月	③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)	円	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円	④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()	処遇改善の具体的な方法
① 加算実績額	円														
② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月														
③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)	円														
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円														
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円														
④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()														
処遇改善の具体的な方法														
	<p>(5) 処遇改善加算(Ⅳ) 実績</p> <table border="1"> <tr> <td>① 加算実績額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>② 処遇改善実施期間</td><td>年 月 ~ 年 月</td></tr> <tr> <td>③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)</td><td>円</td></tr> <tr> <td>ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目</td><td>基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()</td></tr> <tr> <td>処遇改善の具体的な方法</td><td>.....</td></tr> </table>	① 加算実績額	円	② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月	③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)	円	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円	④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()	処遇改善の具体的な方法
① 加算実績額	円														
② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月														
③ 処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)(2)の期間における総額)	円														
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円														
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円														
④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()														
処遇改善の具体的な方法														

改正後

現 行

(6) 処遇改善加算（V）実績

① 加算実績額	円
② 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③ 処遇改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） ((1)(2)の期間における総額)	円
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円
④ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
処遇改善の具体的な方法	-----

(7) 上記以外の者

① 処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
② 処遇改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） ((1)(2)の期間における総額)	円
ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円
③ 処遇改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
処遇改善の具体的な方法	-----

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日

施設等名

施設長等名

(印)

